

[2011年3月31日]

問合せ先: 港湾局総務部業務改革担当(06-6615-7790) 大阪港埠頭株式会社(06-6615-7211)

平成23年3月31日14時発表

同時資料提供: 国土交通記者会、神戸市政記者クラブ、神戸民放記者クラブ、神戸海運記者クラブ

大阪港埠頭株式会社(平成22年10月15日、財団法人大阪港埠頭公社の受皿会社として設立)は、平成23年4月1日に、国土交通大臣から、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」の規定に基づく指定会社としての指定を受け、財団法人大阪港埠頭公社から事業・財産の全部を承継し、本格的に業務を開始することとなりました。

また、阪神港(大阪港・神戸港)として国際コンテナ戦略港湾施策を推進するため、同じく平成23年4月1日に、下記のとおり「阪神港 国際コンテナ戦略港湾 推進事務局」を開設いたします。(平成22年11月1日に設置した「阪神港 国際コンテナ戦略港湾 推進事務局(準備室)」は閉鎖します。)

大阪港埠頭株式会社は、同じく業務を開始する神戸港埠頭株式会社とも連携し、GDP200兆円超の産業と約6千万人の国民生活を支える西日本のゲートポートとして、また海外フィーダー化※1を防ぐ第一線防波堤として、重要な役割を担う阪神港(大阪港)の発展のため、「民」の視点による経営への転換を図るとともに、徹底した効率化の推進により港湾コストを低減させ、阪神港の取扱貨物量の増大に向けた効果的な集荷施策を展開し、質の高い港湾サービスを実現していくなど、阪神港の国際競争力の強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、平成23年4月1日に、国土交通省にて、国土交通省港湾局長から大阪港埠頭株式会社奥田代表取締役社長及び神戸港埠頭株式会社犬伏代表取締役社長に対し指定書の交付があります。詳細は下記のとおりです。

※1: 海外フィーダー化…日本発着のコンテナ貨物のうちアジア主要港で積み替えられて諸外国へ又は諸外国から輸送される貨物の割合が増加すること

■推進事務局について

- (1) 開設日: 平成23年4月1日(金)
- (2) 名称: 阪神港国際コンテナ戦略港湾推進事務局
- (3) 所在地: 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル16階)
神戸港埠頭株式会社内
- (4) 電話: 078-231-4673

■指定書交付について

- (1) 日時: 平成23年4月1日(金)11時～
- (2) 場所: 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
中央合同庁舎3号館8階 国土交通省港湾局長室
- (3) 取材: 冒頭から指定書交付までカメラ撮り可

※ 指定書交付のカメラ撮影を希望される場合は、3月31日(木)18時まで、下記問い合わせ先にご連絡ください。なお、当日は10時55分までに8階港湾局長室前(扉813)にお集まり下さい。

国土交通省港湾局港湾経済課(担当:岡本、齋藤、野)

代表 03-5253-8111 (内線)46815、46837

直通 03-5253-8629

■大阪港埠頭株式会社の概要(平成 23 年 4 月 1 日予定)

- (1) 資本金:160 億 2,000 万円
- (2) 設立日:平成 22 年 10 月 15 日
- (3) 所在地:[大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号 大阪府咲洲庁舎 31 階](#)
- (4) 役員:代表取締役社長、専務取締役、常務取締役、社外取締役(3 名)、監査役(2 名)

【参考】移行スキーム及びスケジュール

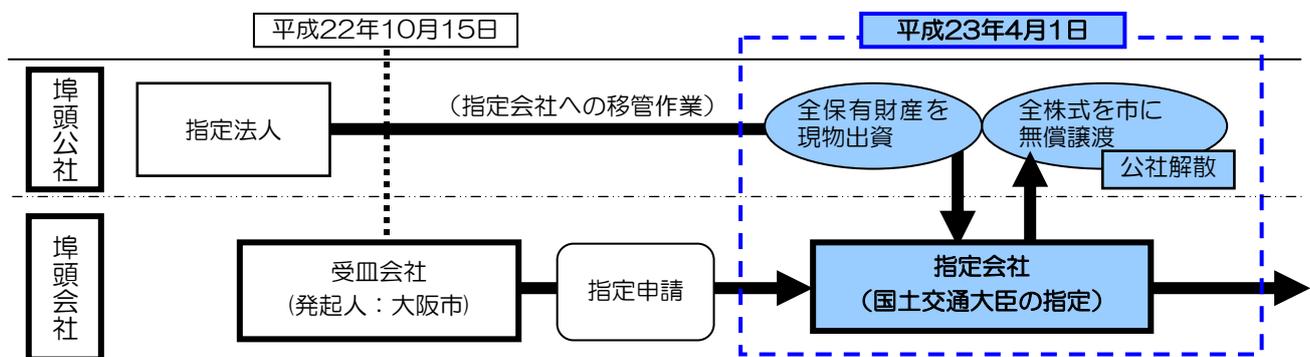


[【参考】移行スキーム及びスケジュール \(pdf, 13.32KB\)](#)

(財)大阪港埠頭公社の株式会社化について

1. 移行スキーム

- ・ 大阪市は平成 22 年 10 月に、財団法人大阪港埠頭公社（以下「埠頭公社」という。）の業務・財産を承継する受皿会社として、大阪港埠頭株式会社（以下「埠頭会社」という。）を設立した。
- ・ 埠頭会社は、平成 22 年 10 月以降、「特定外資埠頭の管理運営に関する法律（以下「新外資法」という。）」に基づく指定会社の申請手続きなど、本格的な業務開始に向けて準備を進めてきた。
- ・ 平成 23 年 4 月 1 日に、埠頭公社が埠頭会社に財産の全部を現物出資し、国土交通大臣より新外資法に基づく指定会社の指定を受け、埠頭会社は新外資法に基づく指定会社として本格的に業務を開始する。（埠頭公社は埠頭会社の株式を大阪市に無償譲渡し、埠頭公社は解散する。）



2. 移行スケジュール

- ・ 平成 22 年 10 月 大阪市が出資して大阪港埠頭株式会社を設立
- ・ 平成 23 年 2 月 新外資法に基づく国土交通大臣に対する指定会社の指定申請
- ・ 平成 23 年 4 月 新外資法に基づく国土交通大臣による指定会社の指定
大阪港埠頭株式会社が新外資法に基づく指定会社として業務開始、財団法人大阪港埠頭公社は解散

3. 新外資法の概要（「外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（旧外資法）」からの主な変更点）

- ・ 特定外資埠頭の管理運営を行う者の要件変更（財団法人から株式会社に変更）
- ・ 岸壁等の貸付に係る規制緩和（貸付けの相手方の制限、貸付料の算出基準等の廃止）
- ・ 毎事業年度の事業計画及び収支計画に係る規制緩和（大臣認可から提出に変更）
- ・ 整備計画に係る規制緩和（大臣認可の廃止） など